

《2025年度新入生》
博士後期課程等学生

授業料減免のしおり

※博士後期課程学生とは、博士後期課程及び薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程に進学する学生のことです。

【授業料減免の要件】

以下の条件を全て満たす者

- (1) 日本人、もしくは永住などの在留資格を持つ外国人である者
※【留学】の在留資格を持つ学生は私費外国人留学生向けの授業料減免に申し込んでください。
- (2) 入学年度4月1日時点で満35歳以下である者
- (3) 職業を有していない者又は、非正規雇用の者（アルバイト等は可）
- (4) 静岡県立大学の他の減免制度による授業料減免を受けていない者
※他制度と同時に申請することは可能です。経済的理由による授業料減免と同時に本制度の申請を行った場合、事務局の方で最終的な免除額が大きい方を自動的に採用します。

【申請できる額】

年間授業料の半額（267,900円）

【提出書類】

提出書類		提出者
1	2025年度 授業料減免申請書（博士後期課程等学生用）	全員
2	身分証のコピー（年齢が確認できるもの）	全員
3	減免アンケート	全員
4	職業を有していないことを証明する書類（退職証明書等）	一度でも社会人経験がある者は必須

【申請期限等】

静岡県立大学 草薙キャンパス 学生室に郵送または持参にて提出

事前申請締め切り：2025年1月30日（木）17時まで（郵送の場合は**必着**）

※事前申請期間内に申請していただいた学生は、2025年2月20日（木）までに申請結果を発送します。事前申請をした学生は通常申請は不要です。

通常申請締め切り：2025年3月14日（金）17時まで（郵送の場合は**必着**）

【提出先】

〒422-8526

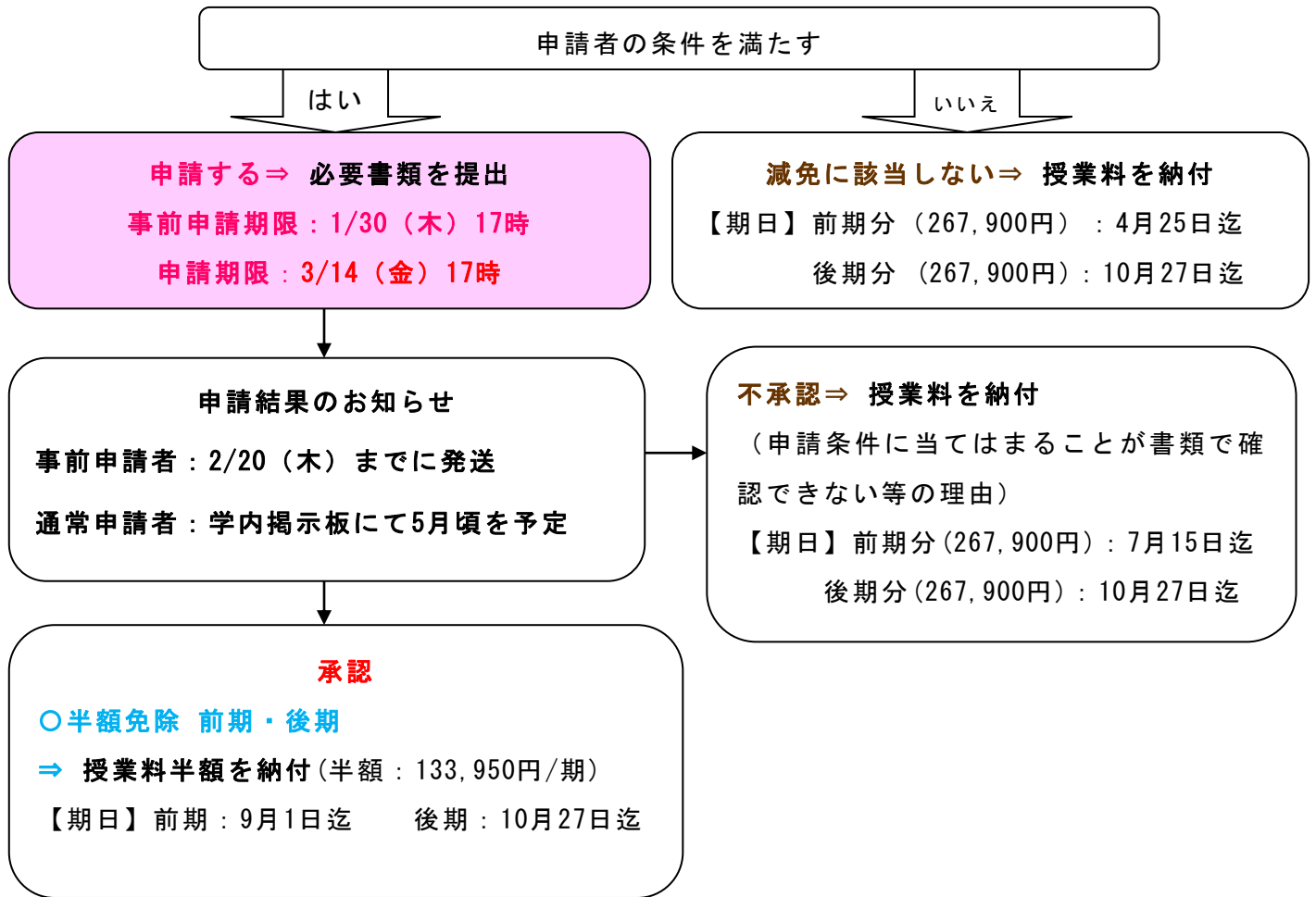
静岡県静岡市駿河区谷田52-1

静岡県立大学 学生室

博士後期課程授業料減免担当者 宛

TEL 054-264-5009

【授業料減免手続き等の流れ】



【審査の結果】

申請書等受理後、審査の上、減免の承認・不承認の結果を申請者本人に通知します。

「経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者」として授業料免除を別途申請した学生はそちらの結果が出るまでは授業料を納入しないでください。

【減免の取消し】

減免の承認を受けた後、減免に必要な条件に該当しなくなった場合には、減免の全部または一部を取消します。

例えば・・・

- ・入学年度途中で常勤の職を得た場合
- ・申請時に虚偽または不正が認められた場合

授業料減免についての相談、問い合わせ先

静岡県立大学事務局 学生室

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

TEL 054-264-5009